

議案第 12 号

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 4 年 2 月 15 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区組織条例の一部を改正する条例  
東京都板橋区組織条例（昭和 39 年板橋区条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表子ども家庭部の項を次のように改める。

子ども家庭部

- (1) 児童福祉に関すること。
- (2) 東京都板橋区子ども家庭総合支援センターに関すること。

付 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

子ども家庭部の分掌事務を加える必要がある。